

# コンプライアンス事件簿『取適法編』(旧・下請法編)

## 改訂内容

2026年5月15日

ハイテクノロジーコミュニケーションズ株式会社

2023年10月までの『下請法編』より4ページ増。以下の箇所を中心に大幅改訂を行いました。  
ページは改訂後のものです。

ページ	該当箇所	変更前	変更後(改訂版)
表紙		下請法編	取適法編
全ページ		下請法 親事業者 下請事業者 下請代金	取適法 委託事業者 中小受託事業者 製造委託等代金
全ページ		下請会社 下請業者	委託先
3			法改正ポイントを追加(増ページ)
4			従業員数の基準を追加
5			対象取引に特定運送委託を追加
6			特定運送委託の類型を追加 (増ページ)
7			特定運送委託の事例を追加 *注 (増ページ)
11		衣類の無償保管の事例	部品の金型の無償保管の事例に変更
12			「協議に応じない一方的な価格決定」 の事例を追加(増ページ)
13	解説部分	「製品の製造台数を減らすこと になった」のは、Xさんの会社の 事情であり、下請事業者の落ち 度ではありません。下請事業者 に落ち度がない場合、親事業者 は、納品物の受領を拒否するこ とはできません。たとえば、下請 事業者の納品物が、発注書に 明記されたものと異なる場合	(下線部の追記および文章の見直しを 行いました) 中小受託事業者に落ち度がない場 合、納品物の受領を拒否することは取 適法の「受領拒否」に該当し、取適法 違反となるおそれがあります。また、 <u>X さんの同僚のように、いったん納品され た部品を委託先に引き取らせる行為 は、「返品」に該当するおそれがありま</u>

ページ	該当箇所	変更前	変更後(改訂版)
		や、納品物に瑕疵等がある場合などは、拒否することができます。	す。製品の製造台数を減らすのは自社の都合ですので、委託先と協議して適切な対応をする必要があります。
11	割引困難手形*の交付		削除
11			「協議に応じない一方的な価格決定」を追加
12	下請代金支払遅延等防止法	① 発注内容等を記載した書面の交付義務違反	①発注内容等の書面または電磁的方法による明示義務違反 ※電磁的方法により明示を行った場合、中小受託事業者から求めがあれば、書面を交付しなければなりません。
14	Q:発注書に記載した納品日より早く納品されました。納品を拒否すると「受領拒否」になるの？	Q:発注書に記載した納品日より早く納品されました。納品を拒否すると「受領拒否」になるの？ A:受領拒否には該当しません。この場合、仮受領として納品物を保管し、発注書記載の支払期日までに下請代金を支払います。仮受領としなかった場合は、納品日から60日以内に下請代金を支払う必要があります。	Q:発注書に記載した納期よりも早く納品されました。受領を拒否すると取適法違反になるの？ A:納期より前の納品を受け取らないこと(仮受領*を含めて調整すること)は、委託事業者の禁止行為「受領拒否」には当たりません。ただし受領した場合は、受領日から60日以内のできる限り短い期間内に代金を支払う必要があります。 *: 正式な納期前に納品物を一時的に受け取ること。発注時に明示した納期まで受領を確定しない仮の受け取りであり、納品物の保管や管理の責任を伴うが、納期を受領日としてもよい。
14	Q:発注書(三条書面)には何を書けばいいの？書式は決	A:記載すべき内容は、「下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則」に定められています。書式は規定されていませんが、公正取引委員会のパンフレット等にサン	A:書式は自由ですが取適法第4条で定められた事項を明示する必要があります。電子メールやEDIでの交付もでき、中小受託事業者の承諾は不要です。

ページ	該当箇所	変更前	変更後(改訂版)
	まっているの？	プルがあります。	
14	Q: 下請取引が終わったら取引の記録を保存しないといけないの？	A: 親事業者は、下請取引の完了後に、納品日や下請金額などを記録し、2年間は保存しなければなりません。記録すべき内容は、「下請代金支払遅延等防止法第五条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則」に定められています。 なお、取引記録は紙ではなくハードディスクなどに保存することもできますが、保管期間内は常に閲覧ができ、修正・削除などの履歴がわかるようになっていなければなりません。	A: 委託事業者は、取引完了後はすみやかに取引記録を作成し、書面または電磁的記録で2年間は保存しなければなりません。電子保存または紙で常に閲覧でき、修正履歴がわかるようにする必要があります。
14			Q&A「仕入れ代金を手形で支払っても大丈夫？」を追加
14			Q&A「委託先から価格の見直しを求められましたが、協議に応じたくありません...」を追加

上記のほか、冊子全体の文章の見直し、表記統一を行っています。